

商品概要説明書【アプリ専用定期預金】

2025年12月1日現在

1. 商品名	・アプリ専用定期預金
2. 販売対象	・「かわしんバンキングアプリ」を契約されている個人のお客さま *事前にアプリにて定期預金の口座開設をしていただく必要があります。
3. 期間	・定型方式 1年、3年、5年 ・自動継続型（元利継続型）のみのお取扱いといたします。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・「かわしんバンキングアプリ」でのみのお預入れといたします。 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法 (4)金利種別	・固定金利 ・自動継続後は、継続日における各預入期間のアプリ専用定期預金の利率を約定利率として適用します。 ・預入期間1年ものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間3年、5年ものは預入金額1,000万円未満の自由金利型定期預金(M型)の場合は満期日以後に一括して支払い、預入金額1,000万円以上の自由金利型定期預金の場合は中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・預入期間1年ものと預入期間3年、5年ものの自由金利型定期預金は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・預入期間3年、5年ものの自由金利型定期預金(M型)は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算。 ・自由金利型定期預金(M型)（スーパー定期・スーパー定期300）で1年の場合は単利型、3年、5年の場合は複利型となります。 ・自由金利型定期預金（大口定期預金）は単利型となります。
7. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____

10. 期限前解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」、または「自由金利型定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は当金庫ホームページの「個人のお客さま」より「預金口座」をご覧くださいか、または窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> この定期預金は、上記2に該当する販売対象のお客さまのために、自由金利型定期預金（M型）〔単利型または複利型〕（愛称：スーパー定期・スーパー定期300）、または自由金利型定期預金（愛称：大口定期預金）の利率を優遇した商品でございます。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）はご利用いただけません。 総合口座の担保とすることはできません。 取扱期間は当金庫ホームページの「個人のお客さま」より「預金口座」をご覧くださいか、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）にかわしんバンキングアプリヘルプデスク（午前9時～午後5時、電話番号：0120-139-169）または窓口へお問い合わせください。 金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。